

発議第 3 号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項および米原市議会会議規則（平成 17 年米原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 3 日

米原市議会議長 北 村 喜代信 様

議会運営委員会委員長 前 川 明

提案理由

平成 27 年 4 月 1 日からの本市の行政組織機構の改編に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成 17 年米原市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号アおよび第 3 号ウ中「都市振興課の所管に関する事項」を「みらい創生課の所管に関する事項のうち企業誘致および工場立地、米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

米原市議会委員会条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市議会委員会条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(常任委員会の所属、名称、委員定数および所管ならびに議会運営委員会の委員定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管ならびに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 7人</p> <p>ア 政策推進部の所管に関する事項 (<u>みらい創生課の所管に関する事項のうち企業誘致および工場立地、米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項は除く。</u>)</p> <p>イ～コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 7人</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 政策推進部の所管に関する事項 (<u>みらい創生課の所管に関する事項のうち企業誘致および工場立地、米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項に限る。</u>)</p> <p>エ 略</p>	<p>米原市議会委員会条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(常任委員会の所属、名称、委員定数および所管ならびに議会運営委員会の委員定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管ならびに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 7人</p> <p>ア 政策推進部の所管に関する事項 (<u>都市振興課の所管に関する事項は除く。</u>)</p> <p>イ～コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 7人</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 政策推進部の所管に関する事項 (<u>都市振興課の所管に関する事項に限る。</u>)</p> <p>エ 略</p>

(4) 略

第3条以下 略

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(4) 略

第3条以下 略